住宅サポートローン

2026年4月1日現在

1. 商品名	住宅サポートローン
2. ご利用いただける方	当金庫の一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という）保証付の住宅ローン（有担保）が次のいずれの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ① 審査結果が可決 ② 契約後6ヶ月以内
3. お使いみち	① 当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 A. インテリアや家電等購入資金 B. 引越費用、仮住まい費用 ※ 申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。 ② お申込人またはお申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※ 購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含みます ③ お申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れた無担保ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ 借換えは、お申込みご本人名義の借入に限ります。 ※ カードローンの借換えは、解約する場合に限ります。
4. ご融資形式	証書貸付
5. ご融資金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）
6. ご契約期間	3ヶ月以上50年以内かつ当該住宅ローンのお借入期間内
7. ご融資利率	変動金利型とし、当金庫所定の利率を適用します。 ・ 当金庫が定めるのとしん長期基準金利を基準に毎年4月1日と10月1日（基準日）に見直し、基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から新金利が適用になります。 ・ 最新のご融資利率については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせいただくか、またはホームページをご覧ください。
8. ご返済方法	毎月元利均等返済 ・ 元金返済の据置期間は1年以内となります。 ・ お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能です。
9. ご返済額	当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。
10. 保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
11. 保証料	しんきん保証基金への保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。
12. 手数料	条件変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要です。
13. 支払方法	ご融資金は、可能な限りお支払先等へのお振込とさせていただきます。
14. ご用意いただくもの	① 返済用普通預金口座（総合口座）のお届け印 ② ご本人確認書類 ・ 運転免許証をお持ちの方 運転免許証 ・ 運転免許証をお持ちでない方（マイナ免許証のみ保有を含む） 個人番号カード、パスポート（住所の記載があるもの）、資格確認書、運転経歴証明書のいずれか ※ 資格確認書をご提示の場合は、住民票もご用意ください。 ㊟ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、次の書類をご用意ください。 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等

のと共栄信用金庫

	③　年収確認書類（ご融資金額 100 万円以下は不要） ・　給与所得者の方 公的所得証明書、源泉徴収票 ・　自営業者の方 公的所得証明書、確定申告書 ・　年金受給者の方 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書 ④　資金使途確認書類 ・　見積書、注文書、請求書等資金使途が確認できる書類（資金使途が自家用車購入の場合は、納車後に車検証[写]をご提出いただきます。） ・　融資残高確認書類（借換資金を含む場合）
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ ・　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ ・　金沢弁護士会（電話：076-221-0242)、福井弁護士会（電話：0776-23-5255)、富山県弁護士会（電話 076-421-4811)、東京弁護士会（電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825)、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・　また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
16. その他	・　お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・　審査過程でご提出いただきました書類等はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ・　金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。 ・　その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。